

ド イ ツ 民 法 典 試 訳

BGB, EL96, Juni 1998

脇 阪 明 紀

【はしがき】

本資料は、平成10. 11（1998. 1999）年度の法学部講義・外書講読Ⅱにおいて行なわれた現行ドイツ民法典の試訳を整理したものである。本講義は、主として大学院進学希望者を対象に開講され、ドイツ法の理解を目的として現行ドイツ民法典をその教材として使用するに至っている。

原典は、C. H. BECK 出版の SCHÖNFELDER ; Deutsche Gesetze を使用し、参考文献としては、東季彦著「全譯獨逸民法」（昭和二三年）を使用した。すでに御承知のようにドイツ法は、去る平成10（1998）年に大幅な改正が行なわれており、民法もその例外ではなく、かなりな改正が行なわれた事実は記憶に新しいところであろう。このような改正後のドイツ民法典を教材としてとり上げ、その試訳を行なうことは、わが国の民法典との比較研究の上からも何らかの意義を有するものではなかろうか。微々たる歩みではあるが外書講読Ⅱの講義が続く限り、今後も試訳を継続していく所存である。なお、本資料の試訳は、できる限り意識を避け、辞書にある文言に基づいて行なわれたことを御了解いただきたい。

最後に、本資料の試訳の整理につき、お手伝い下さった本学学生の遠藤久美さんと仲里美穂さんに対し、深く謝意を表する次第である。

第一章 人 (Personen)

第一節 自然人 (Natürliche Personen)

第1条 [権利能力の始期]

人の権利能力 (Rechtsfähigkeit) は、出生の完了をもって始まる。

第2条 [成年の開始]

成年 (Volljährigkeit) は満18年をもって始まる。

第3条～第6条 削除

第7条 [住所 ; 設定および廃止]

- (1) ある地に定住する者は、その地にその住所 (Wohnsitz) を設定する。
- (2) 住所は同時に数個の地に存在することができる。
- (3) 居住 (Niederlassung) を廃止する意思をもって住所を廃止したときはこれをもって廃止される。

第8条 [不完全なる行為能力者の住所]

- (1) 行為能力の無き者または行為能力を制限されている者は、その法定代理人の意思なくして住所を設定しまたは廃止できない。
- (2) 現在婚姻中または既婚の未成年者 (Minderjähriger) は、独自に住所の設定および廃止ができる。

第9条 [軍人の住所]

- (1) 軍人は衛戍地にその住所を有する。内国にその衛戍地を有していない軍人の住所は、最後の内国の衛戍地を住所とみなす。
- (2) この規定は、単に兵役義務を果たすためにのみ兵役に服し、または独自にその住所を設定することができない軍人には適用しない。

第10条 削除

第11条 [子の住所]

未成年の子は両親とその住所を共にする。ただし、子の成人まで扶養する権利を欠く両親とはその住所を共にしない。子の成人まで扶養する権利が両親の一方に存しないときは、子はこの権利が帰属する両親の一方とその住所を共にする。

子は、法律上有効に廃止するまではその住所を有する。

第12条 [氏名権]

氏名使用の権利者は、他人により氏名使用権が争われ、または権利者の利益が、他人が同一の氏名を権利なくして使用することにより侵害されるときは、その他人に対し侵害の除去を請求することができる。なお、引き続き侵害のおそれあるときは、氏名使用の権利者は停止の訴えを起すことができる。

第13～第20条 削除

第二節 法 人 (Juristische Personen)

I. 社 団 (Vereine)

1. 総 則 (Allgemeine Vorschriften)

第21条 [非経済的社団]

経済的な事業経営を目的としない社団は、管轄の区裁判所の社団登記簿に登記をなすことによって権利能力を取得する。

第22条 [経済的社団]

経済的な事業経営を目的とする社団は、特別な帝国の法律規定が欠けているときは国家の付与により権利能力を取得する。

権利能力の付与は、その社団が住所を有する連邦の管轄に属する。

第23条 [外国法人]

連邦内にその住所を有しない社団には、特別な帝国の法律規定が欠けているときは、連邦参議院の議決により権利能力を付与することができる。

第24条 [住所]

社団の住所は、別段の規定がないときはその業務を執行する地をその住所とみなす。

第25条 [定款 *Verfassung*]

権利能力ある社団の定款は、次条以下の規定によらないかぎり社団定款 (*Vereinsatzung*) によりこれを定める。

第26条 [理事会 *Vorstand* ; 代理権 *Vertretungsmacht*]

- (1) 社団は理事会を置かねばならない。理事会は数人で構成することができる。
- (2) 理事会は裁判上および裁判外において社団を代表し、法定代理人の地位を有

する。理事会の代理権の範囲は、定款により第三者に対抗できる効力をもって制限を加えることができる。

第27条 [理事会の選任と業務執行]

- (1) 理事会の選任 (Bestellung) は社員総会の決議によりこれを行なう。
- (2) 選任はいつでもこれを取消することができる。ただし、契約上の賠償請求権の行使を妨げない。取消は、定款により重大なる事由がある場合に制限することができる。重大なる事由とは、重大なる義務違反または一般の業務執行をなすについての不能をとくにいう。
- (3) 理事会の業務執行については、委任 (Auftrag) につき適用ある第664条ないし第670条の規定を準用する。

第28条 [議決 ; 受動代理 Passivvertretung]

- (1) 理事会が数人から構成されているとき、その議決は社団の社員の決議に適用される第32条、34条の規定に従ってなされる。
- (2) 社団に対する意思表示は、理事会の一構成員に対してなすことをもって足る。

第29条 [区裁判所による理事の緊急選任]

理事会の必要な構成員を欠く場合には、欠員の補充をするまでに緊急な事情があるときは利害関係人 (Beteiligten) の申請により、社団の住所地を管轄する区裁判所がこれを選任し社団登記簿に登録する。

第30条 [特別代理人]

定款により、理事会のほかに特定の業務につき特別代理人を選任することを定めることができる。

特別代理人の代理権が疑わしいときは、特別代理人に指示された業務の範囲から通常生ずるすべての法律行為におよぶ。

第31条 [機関に関する社団の責任]

社団は、理事会、理事会の構成員または定款にもとづいて選任された他の代理人がその権限に属する業務の執行をなすことによって損害賠償の義務を負うべき行為により第三者に加えた損害につきその責任を負う。

第32条 [社員総会]

- (1) 理事会または他の社団の機関が処理すべきでない社団の事務は、社員の総会

における議決により決せられる。決議が有効であるためには、総会招集の際に会議の目的たる事項を明示することを要する。議決は、出席社員の多数決による。

- (2) 全ての社員が書面で決議に同意を表示するときは、その決議は社員の総会によらなくとも有効となる。

第33条 [定款変更]

- (1) 定款変更の決議については、出席社員の四分之三以上の多数を要する。社団の目的変更については、総社員の同意を要する。出席しない社員の同意は書面によってなされなければならない。
- (2) 社団の権利能力が国家の付与にもとづくときは、定款の変更あるごとに国家の認可を受けることを要し、または連邦参議院による付与にもとづく場合には、連邦参議院の認可を受けることを要する。

第34条 [表決権の排除]

決議が社団とある社員との間の法律行為の履行もしくは訴訟の開始または終結に関する場合には、その社員は表決権（Stimmrecht）を有しない。

第35条 [固有権]

社員の固有権は、その同意なくしては社員総会の決議をもってしてもこれを侵害することはできない。

第36条 [社員総会の招集]

社員総会は、定款により定められた場合および社団の利益のために必要な場合にこれを招集することを要する。

第37条 [少数者の請求による招集]

- (1) 社員総会は、定款により定められた一定数の社員または定款に定めがない場合は、総社員の十分の一がその目的および理由を示して書面により招集の請求をなしたるときはこれを招集することを要する。
- (2) 前項の請求に応じないときは、区裁判所は請求をなした社員に総会招集の権限を付与することができ、かつ総会における議長の職務の執行についての指定をなすことができる。社団がその住所を有しかつ社団登記をなした地区の区裁判所が管轄権を有する。裁判所による権限の付与は総会招集の際に引用されな

ければならない。

第38条 [社員の地位]

社員の地位は譲渡および相続することはできない。社員権 (Mitgliederschaftsrecht) の行使はこれを他人に委託することはできない。

第39条 [脱退]

- (1) 社員は社団から脱退することができる。
- (2) 定款により、脱退は事業年度の終わりにのみこれをなすことが許されまたは解雇告知期間の経過後に初めてこれをなすことが許されることを定めることができる。解雇告知期間は2年を超えることはできない。

第40条 [任意規定 Nachgiebige Vorschriften]

第27条1項・3項、第28条1項および第32条、第33条、第38条の規定は定款に別段の定めがあるときはこれを適用しない。

第41条 [解散]

社団は社員総会の決議により解散することができる。

この決議は、定款による別段の定めがないときは出席社員の四分之三の多数決を必要とする。

第42条 [権利能力の喪失; 破産]

- (1) 社団は破産の開始により権利能力を失なう。
- (2) 理事会は、債務超過の場合には破産手続きまたは裁判上の和議手続きの開始を申請することを要する。申請の提起につき遅滞あるときは、過失責任ある理事会の構成員は遅滞により生じた損害につき債権者に賠償する責任を負う。この場合、理事会構成員は連帯債務者として責任を負う。

第43条 [権利能力の剥奪]

- (1) 社団が社員総会の違法な決議または理事会の違法な行為によって公益 (Gemeinwohl) を害するときは、その権利能力を剥奪することができる。
- (2) 定款によりその目的が営利事業ではない社団が、営利の目的を遂行するときはその権利能力を剥奪することができる。
- (3) 削除
- (4) その権利能力が付与による社団が定款に定められた目的以外の目的を遂行す

るときは、その権利能力を剥奪することができる。

第44条 [裁判管轄および手続き]

- (1) 第43条の場合には、管轄および手続きは社団がその住所を有する州の法律がこれを定める。
- (2) 権利能力が連邦参議院による付与にもとづくときは、連邦参議院の決議により権利能力を剥奪する。

第45条 [社団財産の帰属]

- (1) 社団の解散または権利能力の剥奪により、その財産は定款において指定された人に帰属する。
- (2) 社員総会または他の社団の機関の決定により帰属権利者が定められることを定款に規定することができる。社団の目的が営利事業でないときは、社員総会は定款にかかる規定がないときでもその財産を公の財団または営造物法人（Anstalt）に寄贈することができる。
- (3) 帰属権利者の指定がないとき、定款によりその社団がもっぱらその社員の利益のためにのみ用いられる場合には、その財産は解散または権利能力の剥奪のときに現存する社員に等分に帰属する。その他の場合においてはその社団が住所を有する地域の連邦の国庫に帰属する。

第46条 [国庫への帰属]

社団の財産が国庫に帰属するときは、法定相続人として国庫に帰属すべき相続財産に関する規定を準用する。

国庫は、その財産を可能なかぎり社団の目的に適した方法によって使用することを要する。

第47条 [清算]

社団の財産が国庫に帰属しないときは、清算がなされねばならない。

第48条 [清算人]

- (1) 清算は理事会がこれをなす。理事会以外の者を清算人に選任することができる。

清算人の選任に関しては理事会の選任に適用される規定に従う。

- (2) 清算人は、清算の目的により別段の結果を生じないかぎり理事会の法律上の

地位を有する。

- (3) 数人の清算人あるときは、別段の定めがないかぎりその決議については清算人全員の一致あることを要する。

第49条 [清算人の職務]

- (1) 清算人は現務を結了し、債権を取立て他の財産を換価し、債権者に弁済をなし、かつ残余財産を帰属権利者に引き渡すことを要する。清算人は未済の行為を結了するために新たな行為をもなすことができる。債権の取立ならびに他の財産の換価は、これらの処置が債権者の満足のためまたは帰属権利者への残余財産の分配のために必要でないかぎり中止することができる。
- (2) 社団は、清算の目的に必要なかぎり清算の結了まで存続するものとみなす。

第50条 [公告]

- (1) 社団の解散または権利能力の剥奪は、清算人がこれを公告することを要する。公告には債権者に対して請求の申出をなすべき旨を催告することを要する。公告は、定款において公告のために定めた新聞紙によってこれをなし、もしかかる定めがない場合には社団がその住所を有する地区の区裁判所が公告のために指定する新聞紙によってこれをなす。公告は、掲載の後二日経過したときまたは第一回の掲載の後二日を経過したときその効力を生ずるものとみなす。
- (2) 清算人は、知れたる債権者に対し特別の通知によりその申出を催告することを要する。

第51条 [残余財産分配禁止年間 Sperrjahr]

社団の財産は、社団の解散または権利能力の剥奪の公告後、一年を経過する以前に帰属権利者に引き渡されてはならない。

第52条 [債権者の保護]

- (1) 知れたる債権者が申出をなさないとき、供託の権利がある場合には返済の義務ある金額はその債権者のために供託することを要する。
- (2) 債務の支払がその当時実行できないかまたは債務につき争いがあるときは、債権者に担保が提供される場合にかぎり帰属権利者にその財産を引き渡すことができる。

第53条 [清算人の損害賠償義務]

第42条2項および第50条ないし第52条により負担する義務に違反しまたは債権者に弁済する前に自己の責に帰すべき過失により財産を帰属権利者に引き渡した清算人（Liquidator）は、債権者に対してそれによって生じた損害を賠償する責に任ずる。清算人は連帯債務者（Gesamtschuldner）としてその責任を負う。

第54条 [権利能力なき社団 Nichtrechtsfähige Vereine]

権利能力なき社団には、組合（Gesellschaft）に関する規定を適用する。かかる社団の名において第三者に対してなされた法律行為については、行為者は人的にその責に任ずる。数人が法律行為をなすときは、行為者は連帯債務者として責任を負う。

2. 登記済社団（Eingetragene Vereine）

第55条 [区裁判所の管轄]

- (1) 第21条に示された種類の社団の登記は、社団がその住所を有する地区の区裁判所において社団登記簿（Vereinsregister）になすことを要する。
- (2) 州司法行政庁（Landesjustizverwaltungen）は、社団の事件を数個の区裁判所のなかからその地区に適する区裁判所に割り当てることができる。

第55条 a [コンピューターによる情報処理－社団登記簿 EDV-Vereinsregister]

- (1) 州政府は、法規命令（Rechtsverordnung）によりその地域において社団登記簿を機械的な方式でオートメーション化された自動式の情報として管理することを定めることができる。これに関しては、以下のことが保証されねばならない。
 1. 整然たる情報処理の原則を厳守すること。とくに情報喪失に対する予防措置を講ずること、ならびに少なくとも当日実際に必要な現有情報の複写をなし、かつ現有情報の原本ならびにその複写を確実に保存すること。
 2. 着手中の登記は直ちにデータ記憶装置に記録され、かつ永久に内容的変更なくして判読しうる書式で再生することができること。
 3. 土地登記法（Grundbuchordnung）第126条1項2段3号の文書により要求される措置をとること。

州政府は、法規命令により第1段にもとづく権限を州法務行政庁に付与することができる。

(2) 機械的な方式での社団登記簿の管理は、社団の記録簿の整備および管理、ならびに社団登記簿の管理のために必要な記録簿の整備および管理その他を含む。

(3) 機械的に管理される社団登記簿は、そのページの登記が社団登記簿用に定められたデータ記憶装置に記録され、かつ社団登記簿として一般の使用に供され次第、その登記簿の1ページが従来の登記簿の1ページに代わる。

従来の社団登記簿の対応するページには、閉鎖の記載をなすことを要する。

(4) 登記は、それが登記簿登記のために定められたデータ記憶装置に記録され、かつ永久に内容的変更のない判読しうる形式で再生することができ次第、有効となる。

これらの要件が実現されているか否かについては、確認通知または他の適切な手段により審査することを要する。

各登記は、それが有効となった日付を示さねばならない。

(5) 社団登記簿に提出された書類は、その複製または情報を適切な時間内に判読できることが保証される場合には、原本の代用のために複製として映像機器またはデータ機器に保存することができる。

映像機器またはデータ機器の修理に際しては、原本との内容的な一致につき、書面による証明が作成されることを要する。

(6) 社団登記簿が機械的な方式でオートメーション化された自動式の情報として管理されるとき、登記事項の整然たる処理が確保される場合には、その情報処理は管轄権ある区裁判所の委任により他の国家機関の施設または公法上の法人の施設がこれをなすことができる。

これが法律上の取引 (Rechtsverkehr) の便宜に役立ち、かつ合理的な登記簿の管理と一致する場合には、州政府は、ある区裁判所のもとで機械的な方式で管理される情報が他の区裁判所に送達され、かつそこにおいて閲覧および交付のためにテレックス通信が用意されることを決定する権限を、法規命令により付与される。

州政府は、法規命令によりこの権限を州法務行政庁に付与することができる。

- (7) 連邦法務省は、法規命令により連邦参議院（Bundesrat）の同意をもって、
社団登記簿の整備および管理の明細に関するより詳細な規定を発する権限を付
与される。機械的に管理される社団登記簿の場合もまた同じ。

第56条 [最低社員数]

登記は、社員（Mitglieder）の数が少なくとも7人に達したときにのみこれ
をなすべきものとする。

第57条 [定款・最低要件]

- (1) 定款には、社団の目的、名称および事務所を記載し、かつ社団を登記すべき
旨を示すことを要する。
- (2) 名称は、同一地または同一市町村において成立しすでに登記された社団と明
らかに区別されることを要する。

第58条 [その他の要件]

定款には次の規定を記載することを要する。

1. 社員の入社および退社
2. 社員の出資の有無および種類
3. 理事会（Vorstand）の組織
4. 社員総会の招集の要件、招集の方法および決議録の作成

第59条 [申請]

- (1) 理事会は社団の登記を申請することを要する。
- (2) 申請には次の書類を添付することを要する。
1. 定款の原本と謄本
 2. 理事会の選任に関する書面の謄本
- (3) 定款には少なくとも7名の社員が署名し、かつ社団設立の日付を記載するこ
とを要する。

第60条 [申請の却下]

第56条ないし第59条の要件が具備されない場合、区裁判所は、理由を付して申
請を却下することを要する。

第61条～第63条 削除

第64条 [登記の内容]

登記は、社団登記簿に社団の名称および住所、定款作成の年月日ならびに理事会の構成員を記載してなすことを要する。

理事会の代理権（Vertretungsmacht）の範囲を制限し、または第28条1項の規定と異なった理事会の決議を定める規定は、同じく登記することを要する。

第65条 [登記済社団なる付加文字 Zusatz „e.V.“]

登記については、社団の名称には「登記済社団（eingetragener Verein）」なる付加文字を記載するものとする。

第66条 [公告 Bekanntmachung]

- (1) 区裁判所は、公告のために指定した新聞により登記を公告することを要する。
- (2) 定款の原本は、登記の証明を付してこれを返却することを要する。

謄本は、区裁判所によって認証され他の書類とともに保存される。

第67条 [理事会の変更]

- (1) 理事会の変更は、理事会が登記の申請をなすことを要する。
申請は、変更に関する書類の謄本を添付することを要する。
- (2) 裁判上選任された理事会構成員の登記は、裁判所が職権をもってこれをなす。

第68条 [消極的公示 Negative Publizität]

理事会の旧構成員と第三者との間で法律行為がなされるとき、理事会の変更は、その法律行為の着手の当時に、理事会の変更が社団登記簿に登記されているか、あるいは第三者がそれを知る場合にのみ、第三者に対抗することができる。その変更が登記された後であっても、第三者がその変更を知らず、かつその不知が過失にもとづかない場合は、第三者はその変更を承認する必要はない。

第69条 [登記抄本 Registerauszug]

理事会が登記簿に登記された人から構成されていることの証明は、官庁に対しては登記に関する区裁判所の証明によりこれをなす。

第70条 [代理権の制限；決議]

第68条の規定は、理事会の代理権の範囲を制限しまたは第28条1項の規定に反する理事会の決議を定める定款の規定にもこれを適用する。

第71条 [定款の変更]

- (1) 定款の変更は、その効力を生ずるためには社団登記簿への登記を要する。

その変更は、理事会が登記の申請をなすことを要する。

申請には、変更に関する決議の原本および謄本を添付することを要する。

(2) 第60条、第64条および第66条2項の規定は、これを前項の場合に準用する。

第72条 [社員数の証明]

理事会は、区裁判所の請求に応じいつでも社団構成員の数に関する完全な証明書を提出することを要する。

第73条 [権利能力の剥奪]

社団構成員の数が3人以下に減少したときは、区裁判所は、理事会の申請により、かつ申請が3ヶ月以内になされない場合は、理事会の意見聴取の後、職権をもって社団の権利能力を剥奪することを要する。

第74条 [社団の解散]

(1) 社団の解散ならびに権利能力の剥奪は、これを社団登記簿に登記することを要する。ただし、破産手続き（Insolvenzverfahren）開始の場合には、登記はなされない。

(2) 社員総会の決議または社団の存続期間につき定められた期間の満了により社団が解散したときは、理事会は解散の登記を申請することを要する。

第一の場合においては、申請には解散決議の謄本を添付することを要する。

(3) 社団が第43条の事由により権利能力を剥奪されたときは、主務官庁の届出により登記がなされる。